

# 昼間コースの最低修得単位数

平成26年度入学者用

区分	授業科目の区分		標準履修年次	最低修得単位数	
教養教育科目	必須科目	教養ゼミナール科目	1	2	
		情報科学科目	1	2	
		健康・スポーツ科学科目	1	2	
		外国語科目	英語	1・2	6
			初習外国語	1・2	4
	(小計)			16	
	モジュール科目	全学モジュールⅠ科目	1	6	
		全学モジュールⅡ科目	2	6	
		学部モジュール科目	1	8 (注1)	
		(小計)			20
	自由選択科目	自由選択科目	1・2	4	
(小計)			4		
計			40		
専門教育科目	学部共通科目		1・2	16 (注2)	
	コース科目		1～4	36 (注2)	
	演習		1～4	8 (注2)	
	自由専門科目		1～4	26 (注3)	
	計			86	
卒業要件単位 合計				126	

全学モジュールⅡ科目の最低修得単位数を超えて修得した単位は、教養教育科目「自由選択科目」の単位として最低修得単位数に含めることができる。

各区分の最低修得単位数を超えて修得した単位は、「自由専門科目」の単位として最低修得単位数に含めることができる。

(注1) 「学部モジュール科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位は、「自由専門科目」の単位として最低修得単位数に含めることができる(下記(注3)の(2)参照)。

(注2) 所属コースの「学部共通科目」、「コース科目」及び「演習」の最低修得単位数を超えて修得した単位は、「自由専門科目」の単位として最低修得単位数に含めることができる(下記(注3)の(3)参照)。

(注3) 「自由専門科目」とは、次のいずれかの授業科目をいう。詳細は、学部規程の別表第1(注)や学生便覧「履修体系について」参照。

- (1) 所属コースの「自由専門科目」に区分されている科目
- (2) 教養教育科目の「学部モジュール科目」で最低修得単位数を超えて単位修得した科目
- (3) 所属コースの「学部共通科目」、「コース科目」及び「演習」に区分された科目で、それぞれの最低修得単位数を超えて単位修得した科目
- (4) 他コース(夜間主コースを除く)の専門教育科目で、所属コースに設置されていない科目
- (5) 国際ビジネス(plus)プログラム科目のうち、所属コースの「コース科目」に区分されていない科目
- (6) 他大学等で修得した単位のうち、本学部の「自由専門科目」として認定された科目